

会 費 ・ 入 会 金 規 程

(平成 3 年 7 月 3 日制定)

(平成 11 年 5 月 15 日改訂)

(令和 6 年 5 月 10 日改訂)

第 1 条 この規程は、会則第 17 条に基づき、会費および入会金について定める。

第 2 条 会費は 3,000 円、入会金は 3,600 円とし、入会金を納めた会員は、4 年間、会費を免除されるものとする。

第 3 条 会費および入会金の改定は、総会の承認を得るものとする。ただし、入会金については、会長はあらかじめ校長と協議しなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 10 日から施行する。